

## 令和5年度第1回千葉県地域福祉支援計画策定・推進協議会 議事概要

1 日 時 令和5年8月2日（水）午後1時から午後2時50分まで

2 会 場 オンライン開催

3 出席者

(1) 委員（16名中14名出席、五十音順）

荒井委員、井上委員、岡本委員、金江委員、黒須委員、小林委員（委員長）、酒井委員、渋沢委員、  
鈴木（鉄）委員（副委員長）、高橋（史）委員、中村委員、馬場委員、平川委員、目黒委員

(2) 県

加賀谷 健康福祉政策課長、向 健康福祉政策課副参事兼政策室長 他

4 議題

1 開 会

2 挨 拶 千葉県健康福祉部 加賀谷健康福祉政策課長

3 議 題

(1) 第四次千葉県地域福祉支援計画（案）について

(2) その他

4 閉 会

## <議題の概要>

### (1) 第四次千葉県地域福祉支援計画（案）について

<事務局から資料1、資料2-1、2-2、2-3、資料3まで説明>

#### 【意見及び質疑応答】

(小林委員長)

今回の協議会が、本計画を議論する場としては最後になる。まとめきれない部分は、事務局と私の方で最終調整等させていただきたい。まずは、(事務局から事前に)送られてきた資料について、(内容ではなく)単純に確認したいことや、表記のことで質問、確認等があるか。

(質問等が特にないため)資料等は、お目通しいただいていることであり、御意見を伺いたい。

(中村委員)

二つ意見がある。今後、本計画の最終案が公表されるが、実際には、今、市町村で(施策が)進行中のものが、相当多岐にわたっている。

一つは、例えば成年後見の業務は、弁護士会、行政書士会、社会保険労務士会等が、対応できる専門家を養成するために相当研修を行っている。その意味で、(成年後見に携わる)一般の市民の方には法律の勉強を含めて相当重い負担になる。(このため、)外部団体というか、外部の専門家をもっと活用して、協力してもらったらどうか。

(二つめは、)専門家に加えて全体的に人材、人が相当足りないため、企業、団体或いは学校の協力(も含め)、もっと民間の協力をどうやって求めるか、実践の中で広く考えていただきたい。

(小林委員長)

成年後見制度は、計画(案)159ページに権利擁護体制の推進(の記載)があるが、この辺りの狙いは良いが、中村委員の意見は、実際の体制というか、きちんとバックアップ体制を作っていく必要がある等とのことと思う。

計画(案)159、160ページに取組(の記載)があり、(追加して県の)考え等を必ずしも書き込む必要はないと思うが、実際の事業展開を考えているなど何かあれば、話をいただきたい。

(健康福祉指導課)

現状、(成年後見制度に係る)専門家の活用については、アドバイザー派遣として、中核機関の整備の

ため、市町村等に派遣している事業がある。また、各種専門家の体制や、今後、高齢化が進むに当たって成年後見の需要等も出てくる。御意見を踏まえ、今後、各関係機関と連携し、取り組んでいきたい。

(中村委員)

(成年後見制度に関して、) 普通の一般の方が(市民後見人として) 対応するには非常に難しい内容になっている。一方、これから利用する方はもっと増えていくと考えられる。

今までも(家庭) 裁判所を通じていろいろな依頼を受けた団体、弁護士、行政書士、或いは社会保険労務士もいるため、もっと活用していただけたらもっといい方向に行くと考ええる。

(小林委員長)

一般の方が、市民後見人という立場で支援する側に入る場合の難しさ、その意味でよろしいか。

(中村委員)

はい。

(小林委員長)

(一般の方が市民後見人になる) その場合、更に補佐をする人がいると良いと思う。是非、(成年後見制度に係る) 専門家の活用も、実際の事業展開では、留意いただきたい。

(目黒委員)

今話があった、(資料2-2の) No. 10で、数値目標に「中核機関整備市町村数」を入れていく話になっている。整備市町村数の具体的な部分だが、行政が直接(中核機関の運営を) 行うケースを指すのか、或いは、市町村の社協(社会福祉協議会) に委託し、実施している市町村もあると思うが、そうしたケースはどうかと考える。

一番、私が疑問に思うことは、市が市の社協に中核機関を委託するケースがある。市社協は、片や、実際に市民後見人を養成したり、法人後見を受任もしている。そうした場合、中核機関と法人後見は、立場上、利益相反すると思うので、(法人後見と中核機関の) どちらを社協は優先事業とすべきかのガイドラインを、県としては示しておく必要があると思うが、いかがか。

(小林委員長)

確認したいが、中核機関は全ての市町村が単独で義務的に設置するとは、制度上の位置付けは今なっていないのではないかと。努力義務で幾つかの町村なり、市がまとまって作ってもいいという理解でいいか。

(目黒委員)

はい。

(小林委員長)

その上で、法的には問題がないから社協がそれを引き受けて行っているという話も聞いている。その辺りの、社協が一方で後見人等になっている場合の利益相反のことと思うが、県内の状況が分かれば、そのことも含めて、事務局から発言いただきたい。

(健康福祉指導課)

(中核機関は、) 現状、(206 ページに)お示しのとおり、令和5年3月31日時点で全54市町村中19市町整備している。また、社協に委託している自治体が多いところ。利益相反の件は、具体的な国等の指針やガイドラインについてここに記載がなく、詳しくは話せないが、御指摘の点も踏まえ、今後社協との委託、又は行政独自の直営という形になると思うが、諸々について、参考にさせていただきたい。

※ 中核機関整備市町村数の修正は、8ページ。正しくは、令和5年4月1日時点で19市町。

(目黒委員)

良いと思うが、是非整理して、各市町村にガイドラインを示していきたい。

(小林委員長)

多分、中核機関の運営を恣意的にならないように、いろいろ関係者が入って運営していく話と思うので、その辺りが、きちんと担保される必要がある。目黒委員の危惧もそういうところと思うので、是非よろしくお願ひしたい。

(荒井委員)

2点あるが、1点目は、計画の目的や趣旨的なことなども基本的な考えの辺りで(前回の協議会の)

この議論で、いわゆる（障害者）権利条約や、国の権利条約、先般出された（国連の障害者権利委員会からの）総括所見等を、何らかの形で（計画（案）の）ここに書き込む話があったと記憶している。

どこにそれが書かれたか見当たらない。書かれていないとすると、何らかの形で、そこで指針が出されていることに関して、そこを目指していくニュアンスになるのか、少しでも触れた方がいいと思う。それが書かれているかと、書かれていなければその辺がどうか。

（小林委員長）

1点目で区切って再度伺う。障害者権利条約が書かれているところはあるか。（パブリックコメント実施）前に来た資料で入れるとあったが。

（事務局）

（資料3の計画（案））の77ページと、資料1の2枚目の4番目に、御意見を賜ったので、パブリックコメントをする前に、（第3章4（4）の）「障害者の権利に関する条約に関連した法制度の整備」を記載し、これを前提として、各種の事業を実施していくという構成にしている。

（荒井委員）

（第3章の4）社会福祉法等の改正は、現状、こんなものがあるという紹介みたいな文章ではないか。

（事務局）

はい。（障害者の権利に関する条約に関連した法制度の整備という）そういう整理がされているということ。

（荒井委員）

例えばこれを踏まえて、この計画自体もこんな感じで考えるという構成がいい気がする。

（事務局）

この（第3章の）現状等は、地域福祉支援計画が様々な法制度の改正等があり、それらを踏まえて、計画を策定するという位置付けになる。この法制度の整備があったことが（計画を策定する上で）前提となっている。

(荒井委員)

ここ（第3章4（4）障害者の権利に関する条約に関連した法制度の整備）に書かれていることで、これを前提にこの計画は行っているという解釈ができることでいいか。

(事務局)

そのとおり。

(小林委員長)

1点目はそれでよろしいか。

(荒井委員)

はい。

次に、まず確認で、53ページ（第3章3（1）オ）グローバル化の進展で、外国人の労働者数のデータがある。県内全体の外国人労働者（のデータ）と思うが、この中での福祉産業で働いている労働者数、それも細かく言えば、高齢者分野か障害福祉分野かのデータはあるか。あれば、改めてここに書いておくとよい。それとデータに基づいたその後の施策に繋がると思う。

（福祉人材に関する）外国人の施策が、（第4章Ⅲ1（1）の）118ページに書かれている。「現状と課題」があって、「具体的な取組」が書かれていることは良いが、121ページから（（2）介護等の各分野における人材の確保・育成・定着対策の推進の）定着（対策の記載）があるが、外国人のことに关しては触れられていない。

現状、雇用に関して、技能実習は別として、特定技能等の外国人の働きに関しては、施策がいろいろあるが、定着（対策）では、いわゆる在留資格をどういうふう担保するかの話になってくる。現状、高齢者分野や障害福祉分野等、介護福祉士等の資格を取り、そこで初めてまた10年程度の延長になるという、本当はかなり狭き門でしかない。一時的な労働力としては、例えば特定技能の5年間（の在留期間）の確保ができたとしても、（外国人材の）定着を考えると、その後もできればフォローできる仕組みが必要と思う。

どういう書きぶりにするかは別としても、何らかの形で外国人材を上手く定着をさせてくような取組について少し触れられるといい気がするので、検討いただきたい。

(事務局)

53 ページについて、外国人労働者の方が、福祉分野に従事しているかどうかは、この場では分からないため、確認させていただきたい。

外国人人材に関しては、118 ページに外国人介護人材に関する取組が記載されていて、その中で確保・育成・定着に向けた取組をしている。

(小林委員長)

思ったことは、荒井委員の意見も踏まえると、例えばここに（外国人で福祉分野に従事を）希望する者の国家資格取得の支援を少し書き加えてもいい気はする。

(荒井委員)

(小林委員長の) そんなイメージもいいと思う。118 ページの（1）福祉人材の確保・育成・定着対策の推進と 121 ページの（2）介護等の各分野における人材の確保・育成・定着対策の推進については、どういう分かれ方をするのか。かなり似ている。

私は、どっちかという、（1）が（福祉人材の）確保で、（2）が（福祉人材の）定着のイメージと思った。受け取り方もある気はするが、（今の定着対策については）両方に記載してもいいと考える。

(事務局)

構成としては、118 ページが、福祉人材ということで広く対象とし、121 ページが、介護、障害、こども・子育ての3点（の分野ごと）に着目している。このため、（1）に、外国人人材に関する取組を記載している。

(小林委員長)

（外国人材の定着対策は、）介護でもどちらにも入る話で、分類の仕方だと思う。

(事務局)

両方とも（人材の）確保・育成・定着対策の推進という点では共通はしている。対象・分野等が分かれ、項目を分けているという考え方となっている。

(小林委員長)

できれば、特に外国人材の国家資格の取得については、一般的な日本人に対する様々な修学資金とは別に、何か支援していただくといい。学校が行う話かもしれないが。

(荒井委員)

さっき話したように一時的な労働力の確保は今かなりあるが、その後も日本に在留し続けて働きたいというニーズがかなりあって、そこに対するフォローがかなり不足していると思っている。

今仰っていたように、特に試験対策など、そこに対するいろいろな施策を含め、何らかの形でフォローできるといいと思う。

(小林委員長)

事務局で上手く反映できないことがないかなど、後で検討していただき、調整していただきたい。よろしいか。

(事務局)

承知した。検討させていただきたい。また、先ほどの説明で1点修正させていただきたい。

(健康福祉指導課)

先ほどの中核機関の市町村整備数だが、令和5年4月1日現在で19市町と訂正させていただく。

(目黒委員)

19は、全部単独の1市なり町か。それとも箇所は15だが、そこに三つの市町村で一つとしてカウントしているなど、どのようになっているか。カウントの仕方はどうか。

(健康福祉指導課)

19市町と、村はなく、共同設置の数も含める。安房地域は共同設置である。

(小林委員長)

例えば、三つの市と町で一つ作っていけば、市町村としては三つとして数えるのか。それぞれのエリアに入っているわけだから。



(健康福祉指導課)

そのとおり。(共同設置の)安房地域(もその考え)もあるので、お見込みのとおり。

(中村委員)

この(地域福祉)政策の中では、こどもの支援が相当大きな要素を占めると思う。こどもが元気な町が、社会全体が元気になる。今こども政策で、特に有名なのが、流山市と明石市である。東の流山、西の明石と言われている。流山の場合は、つくばエクスプレスの開通などのバックアップもあったが、全体のこども政策は相当上手くいっている。明石市も前市長が12年間いろいろこども政策を含めて、社会政策を打っている。今回資料の中で、千葉県の各市町村の様々な良い事例を見させていただいている。是非、各市町村で行っている良い事例を、何か実行できるものはないかということで、トータルの情報を伝達する点で非常に重要になってくると感じた。これは意見である。

(小林委員長)

県は、様々な媒体があるので、今後、特に計画等を公表するのに合わせて(良い取組事例の公表を)行っていただくと、関心を持っていただけると思うので、よろしく願いたい。

(渋沢委員)

前の会議の時にお伝えしたか覚えていないが、こどもではなく、若者というか、18歳から20代前半ぐらいまで、30代も入れてもいいと思うが、若者に対する支援について、中核地域生活支援センター(中核センター)で、少し力を入れてというか、関心を持って行っているところ。

いろいろな意味で不安定で、暮らしの場所が不安定になってしまったりとか、仕事が不安定だったりとかで、特に、こども・若者育成支援推進法もあることから、若者支援みたいな観点でどこかに書いてあったかどうか、教えていただきたい。無いとして、今から(計画(案)に)入れ込むのは大変という気はするが。

(事務局)

(地域福祉支援計画は)高齢者の方、若者の方、障害のある方、こども、生活に困窮している方などをできるだけ区別せずに支援していこうということがベースにある。どなたでも相談を受けられる中核センター等は、その代表たるものと思うが、そういう方向性があることが1点。

また、若者の支援については、130ページの「現状と課題」だが、これまで地域福祉の活動に関わってきた組織や人だけでなく、次代を担う子どもや青少年等の若者を初め、その地域で暮らす全ての人が、それぞれの特性や技能を生かして、地域の担い手として活躍する社会を作っていく必要があるとし、130ページには、若者が積極的に地域づくりに参加し、その柔軟な発想や若者が主体となった取組をより地域に新たな魅力を付加することなど、若者に着目した記載はある。

後は、例えば、131ページに、大学生等のボランティア活動の普及・促進等、反映はしている。

(渋沢委員)

申し上げているのは少し違った観点で、130ページ辺りに書いてあることの若者が地域に参画することなどは賛成だが、例えば、要保護児童対策地域協議会（要対協）みたいな組織に私は参加しているが、18歳の年齢までは、要対協で結構手厚く、管理というか支援というか、対象として把握されているが、18歳過ぎると基本、要対協の名簿から外れる。そうすると、やはりそこをケアする社会資源が、とても少ない。中核センター以外でそういう人たちに（ケアや相談で）付き合える仕組みは、ほとんどないと感じている。今更こんなことを言って申し訳ないが、少なくとも議事録として残していただけると、又次回以降の計画に反映していただけるといいと思った。

(小林委員長)

確かにその部分が結構大事で、最近孤独・孤立の問題もあり、パブリックコメントでもひきこもりについての専門の担当部署を設けたらどうかとの意見もあったが、そういうことも含めて、児童福祉（の支援対象）を過ぎた辺りのところはかなり重要と思う。個別の政策の中で、是非何か反映できることはしていただきたい。

他になければ、私の方から順番に指名させてもらう。千葉県看護協会の井上委員、全般的なことでも、感想でも、個別のことでもいいのでお願いしたい。

(井上委員)

かなりこの計画の幅が広く、まとめられるのが凄く大変と思いながら見ていた。年齢層があったり、それから市町村別のものをまとめることもあるので、市町村ごとの対策も合わせた事例など、いろいろなところで切り口がたくさんあると思いながら、拝見させていただいた。

一つこれは無理かもしれないが、どうしてもいろいろな施策で目標値が挙がる中、（一部の数値は、）市町村の積み上げになるので、なかなか具体的な数は、挙げにくいかもしれないが、「増加を目指します」

という言葉が凄く並んでいる。(数値化することが) 難しくて、これが目標になるかと思うが、もう少し表現の工夫がないかというのが感想である。地域づくりの全体の福祉等を見るというか、そういう広い計画であり、やむを得ないのかと思いながら、見させていただいた。

前回 (の協議会) から、いろいろお話をさせていただいて、かなりまとまってきているとは思う。

(小林委員長)

今の御発言で、私も実は発言しようと思っていたが、204 ページから具体的な達成目標の表があるが、その (目標の) 中で、「増加を目指します」が結構ある。方向としては、当然そうだろうと思うが、目標であり、もう少し数値化できるものがあるのではないかと。或いは、それが出来ないなら出来ないのりの説明を加えるなりした方がいい。

このように思ったが、事務局いかがか。

(事務局)

指標の (目標で) 「増加を目指します」としているものについては、地域福祉支援計画は、高齢者保健福祉計画や障害者計画、こどもの関係の計画等と整合をとりながら策定していることがあり、それらの各計画との指標との整合、一致をしているものがある。

一方、地域福祉支援計画の計画期間が、今回、県においてコロナ対応等もあり、策定 (時期) が延びて、令和5年度から令和8年度までの計画となっている。個別の計画では、まだ令和8年度の目標を設定していない場合等があり、そのような場合は「増加を目指します」としている。

(こういった) 事情もあり、他の計画と整合を図っている場合については、そのような記載をさせていただけたらと思う。また、やむを得ない事情があり、「増加を目指します」というものが適切かどうか改めて検討させていただきたい。

(小林委員長)

ありがとうございました。県社協の鈴木委員が参加されているが、例えば204 ページに「福祉教育の推進」(福祉教育推進校の数 (累計: 小・中・高等学校)) が現状954 と (目標は) 「増加を目指します」となっているが、これは他の計画との整合性は関係なく、(地域福祉支援計画の) ここだけの話であり、今までの傾向を踏まえ、実際の目標値を県と相談してはどうか。県社協が (指標の取組を) 実施している実態があるので、具体的に数値化できそうか。

(鈴木(鉄)委員)

(福祉教育推進校の) 指定の方法としては、中学校を核として、その中学校に通う小学校と近隣の高等学校をパッケージという形で指定している。中学校は必ず1校あり、その中学校に通う小学校がどのくらいあるかによる。都市部であれば(中学校に)三つぐらいの小学校が通うケース、町村部では一つの中学校に対し、一つの小学校のケースもあるため、数として目標(を設定すること)は難しい。

ただ少なくとも、(目標を)「増加を目指します」の書きぶりはどうかと考えていて、誰も発言がなかったら言おうと思っていた。全体を見通して「増加を目指します」というと、(目標として)1個増えれば良いという結果になる。タスクゴールの数値的なものが確定できないのであれば、どういうプロセスを踏んでこういうふうにな数を増やしますなどの書きぶりの仕方があっていい。その辺、今後検討されるこのことであり、検討をお願いしたい。

(小林委員長)

ありがとうございました。(社会福祉等の)ボランティア登録数なども、(新型コロナウイルス感染症の影響等の)いろいろな逆風もあるため、単純に増えるか分からないが、ある程度、数が出せるものは出していただきたい。(目標設定に当たっては、)社協絡みもあると思う。是非、事務局にもお願いして、具体化できるものはなるべくしていただく。それから、他の計画との整合なり、(他計画の指標の)何かを持ってくるのは良いので、その旨をどこかに記載しておく等の方がいい。

事務局いかがか。

(事務局)

御意見を踏まえて検討させていただきたい。

(洪沢委員)

関連して205ページ(IVの柱 基本方策 包括的な相談支援体制の構築促進の指標)の地域包括支援センター(の設置数)は、増やす必要があるのかと思う。また、206ページ(IVの柱 基本方策 福祉サービスの質の向上と、地域に必要な福祉サービスの供給の指標)の障害者グループホームは、ぐんぐん増えてきている中で、今考えるべきは数ではなく、(支援の)質ではないかと思う。この辺は数だけ増やせば良いという感じが、少し違和感がある。

(事務局)

その点については、目標として指標設定しているが、数だけ増やせば良いと考えているわけではなく、質の向上を目指し、計画の中で全体的に取り組んでいきたい。その（全体的に地域福祉に取り組む施策の）中でも、代表的なものを表すものとして設定させていただいていることで御理解いただきたい。

(渋沢委員)

分かりました。

(小林委員長)

非常に重要な指摘だと思うので、そもそも地域包括（支援センター）の設置数を増やすことが、高齢者の計画（高齢者保健福祉計画の指標）で挙がってくるのか分からないが、増加と書ききっていいか。むしろ何々の計画と整合をとって入れるなどの（記載の）方が、すっきりする気もする。明らかに増加を目指すものは、「増加を目指します」でいいが。そこも含めてお願いしたい。

(岡本委員)

173 ページの市町村地域福祉計画の策定支援で、当町においては、既に地域福祉計画を策定しているが、まだ未策定の市町村が9あるということで、そこに対する具体的な支援で、「県の主な取組・支援」の市町村地域福祉計画の）策定等の支援で、情報提供などを行いますとなっているが、未策定の市町村にはもっと積極的な介入など、考えていないか。

(小林委員長)

仰るとおり、多分（地域福祉計画を）作る気があれば当然作っていると思うので、単に情報提供しても状況はあまり変わらない気も少しする。少し積極的なアクションというか、事務局で考え等があればお願いしたい。

176 ページの千葉県の地図の白い部分は、未定ということで策定を予定はしてないものだが、この（市町村）へのアプローチ等はどうか。

(健康福祉指導課)

市町村地域福祉計画（策定等の支援）は、県社協と合同で毎年研修会を開催している。研修だけでは、もしかしたら策定の支援が進まないというところもあると思うので、今後は市町村への訪問等も含めて

策定の支援を検討していきたい。

(小林委員長)

よろしくお願いいたします。今回、初参加になる、医師会の金江委員からお願いしたい。

(金江委員)

計画(案)を見て、かなり広範囲に(計画の内容が)広がっていて大変であると思った。今、医師会でも問題にしているが、LGBTQは(計画(案)の中に)入ってこないのかと思った。

(小林委員長)

LGBTQのこと、或いは性的マイノリティなど、何か特段の政策的なことはあるか。その辺を(本計画に)入れるかは別な話だが、何かあればお願いしたい。

(事務局(健康福祉政策課))

LGBT関係については、基本的にまだ個別の施策というところには県としては至っていないので、どちらかという、当課の人権室にて人権という観点からのアプローチで啓発事業を行っている。

(小林委員長)

金江委員、何か(今後の施策等に対する)御提案なり、希望があれば。

(金江委員)

今、医療の分野でもLGBTQの方に関して、例えば入院したときのどうする等、話題になってきているので、少し提案させていただいた。

(小林委員長)

福祉の現場などで(話を)聞いていると、いろいろ悩ましいことが現に起きているようであり、今後どこかできちんと、いろいろな対応策等を検討しないといけないが、そのような課題があることは共有しておきたい。

(事務局)

補足説明をさせていただくと、計画の156ページで、先ほど申し上げた、(Vの柱 1 (1) の) 人権を尊重した共生する社会づくりの「現状と課題」においては、年齢や性別、国籍、障害の有無、その次に性的指向、性自認などにかかわらず、誰もが社会に参画しその人らしく生きていくことができるよう、共生社会の実現に取り組むという方向性を出している。

その具体的な取組は、県では人権施策基本指針を定め、それに基づいた各種の施策を実施していくとしている。

(黒須委員)

本年6月に(共生社会の実現を推進するための)認知症基本法が公布されている。その中で国の責務と、地方自治体の責務として、国においては基本計画を策定していく、自治体については推進計画(の策定)が努力義務になっているが、それを推進していくことになっている。このため、認知症(の施策等)のことは、次回の本計画を改定等する際には、(その内容を)手厚く入れたほうがいい。

(小林委員長)

事務局や担当部署等で、何かコメントあればお願いしたい。

(事務局)

認知症のことについては、76ページの第3章 本県の地域福祉を取り巻く社会情勢の現状等の「4 社会福祉法等の改正」に((3) 共生社会の実現を推進するための認知症基本法において)認知症の施策の動向を記載し、全体的な方向性を踏まえている。(本年6月に成立した)認知症基本法の方針に基づき、146ページに「ク 認知症の人やその家族への支援」を記載し、県としても、認知症の人やその家族への支援は、大変重要と考えている。家族の方の負担等もあり、認知症の方についても適切なケアも重要と考えているので、いただいた御意見も参考にして、引き続き、(支援の)対策をとっていきたい。

(酒井委員)

(206ページのIVの柱 基本方策 福祉サービスの質の向上と、地域に必要な福祉サービスの供給の指標の)特別養護老人ホームの整備数(累計)で「増加を目指します」とあるが、私の(所属する施設の)近隣の長生郡では、多くのショートステイ用のベッドと思うが、ずっと(入所者が)入っていない。

(特別養護老人ホームを)新設して日が経っていないところが、(支援する)人材がいなく(入所者を)入れられないと思う。なかなか難しいところがあると思うが、その辺は市町村と相談をしっかりとしてい

ただき、(特別養護老人ホームの) 整備状況を確認して増やしていただきたい。人口減少で、今、待機者もいないような状況、地域もあるので、その辺はよろしくお願ひしたい。

もう一つは、ICTについて、県で具体的に(活用方法の) 指導をしていただかないと、施設・法人では、なかなか進まないところもあると思うので、それを要望したい。

後、(所属する施設が) 長生郡一宮にあるが、長生郡の(市町村地域福祉計画の) 策定が進んでいない。先ほど話に出ていたが、(県から) 指導していただきたい。高齢者の計画は、しっかりやっていると思うが、こちら(地域福祉計画) は本当に良く分かっていないような雰囲気があるので、その辺は指導していただきたい。

(小林委員長)

1点目のことを伺うが、特別養護老人ホームのベッドが空いているのは、例えば、ケアをする人材がいなくて経営、事業ができないのか、それともニーズが減ってきて、過剰という言い方は適切ではないかもしれないが、ある意味、十分ニーズが満たされていて空いている。或いは、両方のところがあるかが分からない。

(酒井委員)

(ケアする) 人材が不足し、ユニットケアなど、最近ほとんどと思うが、人材が不足しているのと、この昨年までの新型コロナウイルス感染症のクラスター(発生)などで、なかなか次の(入所希望者の) 方が見つからないという状況もあると思う。このため、(理由としては) 両方であり、地域的にあると思うので、その辺の整備を確認していただいた方がいい。

(小林委員長)

介護保険事業計画にも委員会等があり、そこでも、具体的な数字に基づいた議論がなされると思うので、そこと連動するというので、お願ひしたい。

(鈴木(鉄) 委員)

第1回、第2回の協議会の議論や、(事務局から) 資料の提供もあったが、国の(都道府県地域福祉) 支援計画に記載する内容等の項目が網羅されているかどうか。具体的に入ってくると、俯瞰的に見て抜けていることがあるかもしれないので、改めて確認していただきたい。

例えば、支援計画に盛り込むことで委ねられている計画がある。成年後見制度の利用促進計画なども



この計画に盛り込むことで、計画策定が委ねられている。地域福祉計画の策定の支援なども、本計画に盛り込むことになっているので、改めて確認していただきたい。

また、計画の達成目標（の数値化）は、書きぶり等を改めて相談させていただき、他の計画に委ねるところは委ねる。若しくはプロセスを目標にすることもいいと思うので、その辺も検討いただきたい。

（小林委員長）

事務局において、今の話はそういうことで承っておくということによろしいか。

（事務局）

はい。

（高橋（史）委員）

まず、計画の実現に向けて、我々ができることを頑張りたいというのが一つ感想である。

また、110 ページ（「県の主な取組・支援」）の子ども食堂の普及推進があるが、（第6章 地域・市町村の主な事例の188 ページの）コロナ禍でも唯一地域活動で膨らんだのは、子ども食堂だったと感じる。それを契機に、インフォーマルな学習支援等、場合によっては不登校の居場所等にチャレンジしているような地域活動が生まれているので、子ども食堂と書いてあるが、学習支援や居場所に関する普及・推進に関しても、県から応援いただけるとありがたい。

（小林委員長）

事業の展開の中で、いろいろな機能をもっと広げられるような支援ができればということか。それについては、承ったということによろしいか。

（高橋（史）委員）

はい。

（馬場委員）

改めてこの計画は膨大で、幅広いと感じているが、本市でも136 ページ（（2）重層的支援体制整備構築の支援に記載）の重層的支援体制整備事業（重層事業）を今年度から市川市も実施することで進めていて、その中で疑問が2点あり、確認できればと思う。

137 ページの「県の主な取組・支援」の重層的支援体制構築のための市町村支援において、「後方支援に必要な経費の国への要求」が記載されているが、これは県で独自で何かされる予定があるのかというところが、1点。

もう一つは、205 ページのIVの柱 地域福祉を推進する基盤づくりの「基本方策 包括的な相談支援体制の構築促進」(の指標)に対象者横断的な総合相談窓口の設置数がある。本市でも重層事業の実施に当たって、制度の狭間等、ひきこもりの方に向けた(相談)窓口を今回開設させていただくこととした。対象者横断的な総合相談窓口の位置付けには、本市の場合はしていないので、同指標(の数値の確認、把握)については、市町村からアンケート等で回答させていただく項目かという2点をお伺いしたい。

(健康福祉指導課)

まず、137 ページについては、重層的支援体制構築のための市町村支援事業として、後方支援に必要な経費の国への要求という形で、中核センターの機能を活用し、各市町村、圏域ごとの市町村ごとに、重層事業の意識の高揚等の事業を展開している。これは国の補助金を入れて、行っている事業である。いずれもう少し、県が、直接市町村を支援できるようなことを検討している。

総合相談窓口については、前(の協議会)に渋沢委員から話があり、横断的な総合相談窓口とは何かという質問があり、(その場で)きちんと答えられなかった部分ではあるが、ここの定義は今(この場で話すことは)難しいところ。ここの位置付けは、検討中である。

市川市の方では、今年度から重層事業が開始されているが、その中でも総合的な相談支援事業という形で、総合相談窓口の設置が努力義務になっている。

ここ(205 ページの対象者横断的な総合相談窓口の設置数)の目標については、「増加を目指します」になっているが、重層事業を始めた市町村との聞き取り等、重層事業を開始している、又は重層事業を開始していなくても総合相談窓口的なものを開設している市町村もあると聞いているので、そこは今後前向きに検討していきたい。

(馬場委員)

やはり総合的な相談窓口の設置が、人的なものもあり、新たに設置することは難しいと感じている。(設置に代わる)そこの部分はネットワークというか、全員でカバーしていくようなことを考えているところで確認させていただいた。

(小林委員長)

例えば、地域包括支援センターと言え、誰でも同じ解釈になるが、対象者横断的な総合相談窓口は、解釈に幅が出る。場合によっては、どこかに説明があまりうるさくならない程度に、定義というかこの範囲をカウントしている等を書いてもらってもいいかもしれない。その際、あまり（定義や範囲を）狭めないことが前提だと思う。（総合相談窓口として）機能的に行われていけばいい気はする。是非検討していただくということをお願いしたい。

（平川委員）

21 ページに（3）民生委員・児童委員の説明があるが、民生委員法で組織されている民生委員であることを紹介していただきたい。社協は、（法律上の位置付けの）紹介があるので、お願いしたい。

37 ページにヤングケアラーの状況報告があるが、いろいろ調査した結果と思うが、今後の方向性等はどうか。

もう一つは、我々も今（ヤングケアラーに関して）取組をしているが、虐待との関係性で、その辺の線引き等について、県では、どういう考えを持っているかお聞きしたい。

（小林委員長）

1 点目について、民生委員・児童委員は、民生委員法に基づいて公的な立場があることは明白であり、一般的なボランティアという意味とは全然違う。社協はそういうことを書いているので、何らかの形で記載いただく方向でいいと思う。

（事務局）

書きぶりについては、検討させていただきたい。

（小林委員長）

2 点目のヤングケアラーについては、県のヤングケアラーの担当部署や、どんな仕組みでやっているかも含めて対応のことを話していただきたい。

（事務局）

県では、児童家庭課において、ヤングケアラーの支援を担当している。

本計画への（ヤングケアラーに関する）記載は、先ほどの（37 ページ（4）ヤングケアラーの状況の）データに、その（支援に取り組むに当たっての現状と課題に係る）前提は 142 ページに、具体的な取組

は145ページ(カ) ヤングケアラー・ケアラーへの支援に、「県の主な取組・支援」は149ページにある。

具体的には、県では、ヤングケアラーコーディネーターを配置し、ピアサポート・オンラインサロンも設置するなど、オンラインでも相談できる体制を設けているとともに、支援にあたるヤングケアラー関係機関職員の研修など、(ヤングケアラーに関しての) 早期発見・早期対応を強化している。

また、児童虐待との関係は少し専門的になるため、担当課の児童家庭課から説明をお願いしたいが、本日担当者がいないことから、ヤングケアラーと児童虐待との関係、連携、対応については、説明できない。大変申し訳ない。

(小林委員長)

平川委員が、児童虐待との関係を聞いた意図は、やはりヤングケアラーの状態次第と思うが、場合によって、それは虐待として対応した方がいいのかみたいな、そういうお考えがあるということか。

(平川委員)

(虐待の) 関係としては、十分あると思う。私も経験したわけだが、そういう意味合いで、今までは虐待としてそういう関係部署に我々の組織としては繋いでいたわけである。やはり教育機関等々の連携等も必要ということで、今、情報交換は、各教育機関としている。その辺の虐待、それからヤングケアラーの育児放棄等に繋がるものもあると思う。その辺の考え方を県から聞きたい状況だった。

(事務局)

別途の機会で説明させていただきたい。

(平川委員)

分かりました。

(小林委員長)

民生委員は、特にかなり地域でこういう(ヤングケアラーに関しての) ことに関わる人達がいるので、本当に機会があれば、県の民児協にこういう考えで行っているなどを伝えたいと、平川委員もそういう立場で(民生委員・児童委員の) 皆さんに伝えていただけたらと思う。ここ(計画(案))にどう書くかとの話とは別だが、よろしくをお願いしたい。

それでは、発言していただいた方以外で一通り指名させていただいたので、改めて御発言いただいた

方も、いかがか。

(目黒委員)

(206 ページのVの柱の指標の) 数値目標の中核機関の整備目標を(令和8年度まで)全市町村54にするのは積極的な目標だが、できるだけ中核機関(設置に当たっての)初期には、行政が直営で運営という流れを作っていたらいいと思う。やはり、片や成年後見の担い手として、各市町村社協が、法人後見をやっていくことは、凄く効果があると思っている。その部分で、利益相反の問題を避けるためにも、中核機関は直営で原則は行うというガイドラインが欲しいと思う。

(渋沢委員)

二つあるが、一つは酒井委員も仰っていたが、私も長生郡市の辺りを中心に活動しているので、地域福祉計画が長生郡の町村で出来ていないのは、何ともという感じはするが、一方で、町村の方は、何でもやらないといけない。要対協から障害のことも含め、更に地域福祉計画も作ることになる。県からは、そういう状況も配慮いただいた上で、指導いただきたい。どうやったら、より有効に作れるかみたいなことを一緒に考えていただけると良い。

もう一つは、協議会は(オンライン開催ではなく)できたら対面で行っていただきたい。話の雰囲気というか、議論の深まりが全然違うと思う。会議の内容を考えると、対面で行っていただきたい。次回以降になるが、お願いである。

(鈴木(鉄)委員)

先ほどの市川市の馬場委員の発言を聞いて一つ指摘したい。136 ページの重層的支援体制整備構築の支援として、重層事業の取組を支援することになっている。お金の(負担割合の)方は法律で決まっているが、重層事業に取り組む上では、分野横断的な相談に応じる等の人材が非常に重要になってくる。

126 ページに「コミュニティソーシャルワーカーの育成・活動の充実」の項目があり、県として、コミュニティソーシャルワーカーを育成していくところまでは記載されているが、ここから先の出口戦略の記載がない。本来、コミュニティソーシャルワーカーがコミュニティソーシャルワークで個別支援や、地域支援を総合的にコーディネートする役目を持っているので、同ワーカー育成研修の修了者が、重層事業の人材として取り組んでいくことについて、(計画に記載することは)難しいかもしれないが、その視点で何か加えることが出来るか、検討いただきたい。

もう1点、本日、県からの説明の際や、計画(案)本文でも、年度の時点が違うものが混在していた。

例えば、令和4年度で全部揃える又は直近の数字とする等、一定のルールで整理したほうがいい。計画を読んでいて、時点が違っていると、比べるところの温度感が違うと思ったので、確認いただきたい。

(小林委員長)

いずれも提言を受けて検討していただき、可能な限り対応していただきたい。皆さん他にあるか。

(特に意見がないことから) 皆さんから意見が出たと思うので、本日の計画(案)が最終案であるが、幾つか意見が出て直したり、加筆等したり修正が出てくる。(計画策定に当たっての)協議会としては、今回は最後になるため、事務局で修正した案を示していただき、基本的には私の方で見させていただき、委員の皆様はその内容を御報告して、特段の御異議がなければ、この考えで進めたいと思うが、事務局の考えがあれば、聞かせていただきたい。

(事務局)

皆様からいただいた御意見を整理し、対応を検討する。その対応について委員の皆様にご確認いただいた上で、計画を確定して、公表に結びつけていきたいので、よろしくお願ひしたい。

(小林委員長)

最終的に公表する前の段階で、もう一度皆さんにお目通しいただき、それでもいろいろ意見が割れた時は、委員長に御一任いただくということで、事務局と調整させていただきたいと思う。

今後の段取りはそういうことでよいか。

(事務局)

はい。

(小林委員長)

特に御異議がないので、このとおりに進めさせていただく。

感想ではないが、例えば成年後見の中核機関の設置もだが、頑張るところは結構頑張って、いろいろなことを行って、それが頑張ろうと思っても頑張れないというか、それは体制や、人材、費用、諸々のことがあると思うが、県の中でも、いろいろ差が出てきてしまう。そういう中で、進んでいるところを更にプッシュするのも大事であるが、一方であまり進んでないところに、県から、手厚く丁寧に対応していただくのも大事と思う。

どうしても自治体間の差が出てきているので、その辺は別に（計画（案）の）どこに書く話ではないが、施策の展開に当たってはお願いしたい。

（２） その他

〈特になし〉